

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成29年6月21日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成29年5月17日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成24年1月25日付けで、請求人に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、平成29年3月8日、パート社員として就労を開始した。
- 3 処分庁は、請求人が最低生活費を上回る就労収入を得ることにより、以後特別な事由

が生じない限り保護を要しないためとの理由により、平成29年5月1日付けで、請求人の保護を廃止する決定（以下「本件決定」という。）を行い、同月17日付けで通知した。

- 4 請求人は、平成29年6月21日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 審査請求の趣旨

平成29年5月17日付けにより処分庁が請求人になした生活保護廃止決定（廃止した保護の種類 生活・住宅・医療）を取り消すとの決定を求める。

イ 審査請求の理由

(ア) 事実経過

a 請求人は、昭和43年○月○日生まれの独り暮らしの男性である。請求人は、（資料が手元にないため正確な時期は判然としないが）平成2.2年ころ、腰を痛めた（椎間板ヘルニア）ことにより就労困難となり、処分庁において生活保護が開始された。

その後、腰の治療を続けながら、2度、一定期間就労したことはあるが、いずれも最低生活費を上回る収入を得ることはできず、保護の停廃止はなされなかった。

なお、請求人は、本件当時においても、月に1回程度A整形外科（腰の治療）、週に1回程度B医院（歯の治療）、不定期にCクリニック（風邪や胃腸の治療）に通院している。

b その後も、請求人は求職活動を続け、平成29年3月8日より、D社において、プレス・溶接・機械加工補助作業に関するパート社員（平成29年3月8日から平成29年5月20日までの有期雇用社員）の職を得ることができた。請求人は、就労開始日の前日（同月7日）にはEケースワーカーに連絡し、雇用契約書のコピーを送付した。

しかしながら、有期雇用であったため、雇用がそのまま継続されるかは見通しがつかない状況であった。

- c 平成29年3月30日、請求人は、D社から、平成29年3月分（平成29年3月8日～同月20日、残業あり）までの賃金として、61,513円（手取り59,113円）が支給された。請求人は、処分庁に給与明細書のコピーと収入申告書を送付した。

平成29年4月5日には、処分庁より請求人に対し、生活保護費115,160円が支給された。

平成29年4月7日ころ、Eケースワーカーより請求人に電話があり、「このままいったら保護廃止になる」と告げられた。請求人は、「5月中旬に雇用契約が更新されるかどうかが分かる。少し待って欲しい」と話した。

- d 平成29年4月27日、請求人は、D社から、平成29年4月分（平成29年3月21日～翌4月20日、残業あり）として154,375円（手取り145,255円）が支給された。請求人は、処分庁に給与明細書のコピーと収入申告書を送付した。

その後、Eケースワーカーより請求人に連絡があり、「（保護）廃止の決裁をあげている」、「このままいったら決裁が下りる」と言われた。先日待って欲しいとお願いしたにもかかわらずこのように一方的に告げられ、請求人は何も返答できなかつた。

その後、平成29年5月18日ころ、請求人に、平成29年5月17日付け保護廃止決定書（廃止した保護の種類：生活・住宅・医療、廃止する時期：平成29年5月1日、理由：最低生活費を上回る就労収入を得ることにより、以後特別な事由が生じない限り保護を要しないため）が送付された。

- e なお、本件決定後の平成29年5月19日には、請求人の雇用契約（パート、有期雇用契約）が3か月間更新された。

本件決定がなされ、請求人は生活費がぎりぎりであったため、これまで通院していた各病院への通院治療も断念せざるを得ない状況となつた。

平成29年5月31日には、D社から、平成29年5月分（平成29年4月21日～翌5月20日、残業なし）として121,125円（手取り114,175円）が支給された）。これでは完全に最低生活費を下回っているため、同日、請求人は処分庁に生活保護を申請したところ、平成29年6月13日付け開始決定通知書において、生活保護が開始された。

（イ）本件決定が違法であること

a 法26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」と定めている。

そして、被保護者が就労を開始する等、最低生活費を上回る収入を得ることによって、保護を必要としなくなった場合には、①「定期収入の恒常的な増加により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」、②「収入の臨時的な増加により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」には保護を廃止すべきであるが、③「定期収入の恒常的な増加により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき」には保護は廃止すべきではなく、停止とすべきである（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。））。

b この点、前記（ア）で述べたとおり、請求人は、平成29年3月8日からパート社員として就労を開始し、平成29年4月27日には4月分給与（残業あり）として最低生活費を上回る手取り145,255円の収入を得ることとなつたが、そもそも平成29年5月20日までの有期雇用契約であつて、「契約が更新される場合がありえる」とされているのみで更新されるかどうか不透明な状況にあつた。

また、時給であったため、残業が少なかつたり、月の就労日数が少なければ、最低生活費を下回る収入となり、再び保護を開始しなければならない状況になることも優に想定された。さらに、仮に平成29年5月21日以降の雇用契約が更新されたとしても、社会保険に加入することになる等によって（「二月以内の期間を定めて使用される者」は社会保険加入義務はないが、その場合に「所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合」には加入義務が発生する。健康保険法第3条及び厚生年金保険法第12条）、手取り収入が一定額減少することもありえた。

実際、請求人は平成29年5月分の給与は手取り114,175円と最低生活費を下回る状況となり、再び保護が開始される状態になつておらず、また平成29年6月には社会保険に加入し、同年6月以降の手取り額は相当額減少することが見込まれている。

c 以上を前提とすれば、本件決定時点（平成29年5月17日）において、請求人の収入は、雇用契約が更新されるかどうかがわからない状態であり、「定期収入」とまではいえないことは明らかである。よつて、これは収入の「臨時的な増加」として扱うべきであり、保護を廃止とするか停止に留めるかは、前記②の「収入の臨時

的な増加……により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続する」と認められるとき」に該当するかどうかにおいて判断されなければならない。

そして、前記のとおり請求人の雇用契約が更新されるかどうかが不明であること、時給であり月の就労日数や残業の有無等によっては最低生活費を上回らない可能性もあること、最低生活費を上回ったとしても請求人は当時複数の病院に通院し治療していたことからすれば医療扶助のみを行うこともありうることからすれば、本件決定時点において請求人の生活保護を廃止すべきではなく、(生活扶助、住宅扶助については)保護停止に留めるべきであった。

- d また、仮に請求人の収入を「定期収入」と扱ったとしても、上記に述べた請求人の事情からすれば、その状態が今後継続することについてなお確実性を欠くことは明らかであり、若干期間（少なくとも6か月程度）については、請求人の生活状況の経過を観察する必要があったといえるものであり（前記③）、明らかに保護は廃止すべきではなく、(生活扶助、住宅扶助については)保護停止に留めるべきであった。
- e さらに、請求人は本件決定時において、複数の病院で治療を行っていたこと、本件決定によって生活費が不足し各病院への通院を断念していたことからすると、少なくとも医療扶助まで廃止したことは違法である。
- f 以上より、本件においては、保護実施機関である処分庁が請求人の保護廃止決定をなしたことは誤りであり、生活扶助、住宅扶助については保護停止に留め、医療扶助については停廃止ともなすべきでなかったものであり、本件決定は違法である。

(ウ) 結論

以上より、本件決定は違法であり、取り消されるべきである。

(2) 審理員が平成29年8月21日に受理した請求人の補充意見書（1）には、次の趣旨の記載がある。

審査請求書において述べたとおり、本件決定時点（平成29年5月17日）において、請求人の雇用契約が更新されるかどうかが不明であること、時給であり月の就労日数や残業の有無等によっては最低生活費を上回らない可能性もあること、最低生活費を上回ったとしても請求人は当時複数の病院に通院し治療していたことからすれば医療扶助のみを行うともうること等の事情が存在した。

実際、請求人は、その後幸運にも平成29年5月21日以降の雇用契約は更新

されたが、平成29年5月分の給与（5月31日支給）は手取り114,175円と最低生活費を下回る状況となり、再び保護が開始される状態になった。

その後、平成29年6月には社会保険に加入することとなり、平成29年6月分の給与（6月29日支給）は116,483円にとどまってやはり最低生活費を下回る状況となり、保護の受給が継続された。平成29年7月分給与（7月31日支給）の支給も手取り111,552円にとどまり、一方で同年8月5日には賞与として手取り16,253円が支給されたものの、やはり最低生活費を下回っている状況にある。

このように、本件決定後の事実からみても、本件決定時点において、請求人の生活保護を廃止すべきではなく、停止に留めるべきであったことは明らかである。

以上より、本件決定は違法であり取り消されるべきである。

(3) 審理員が平成29年9月25日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定時における請求人の将来の収入見込みについて

処分庁は、平成29年4月時点で、請求人から契約が更新される見込みであるとの申告があった、請求人の平成29年4月の勤務日数は20日間であり就労状況等の報告書のとおり勤務を続けることを前提とすれば処分庁が経常的に請求人が最低生活費を上回る収入を得ると考えても何ら不当ではない、平成29年5月以降の収入が最低生活費を下回ったのは結果論にすぎない、と主張する。

しかしながら、まず請求人は平成29年4月時点で「契約が更新される見込み」と申告した事実はない。審査請求書で述べたとおり、請求人は、平成29年4月7日頃に、Eケースワーカーに対し、「5月中旬に雇用契約が更新されるかどうかが分かる。少し待って欲しい」と話しており、契約が更新される見込みなどと述べた事実はない（実際、その時点では契約が更新されるかどうかはわからない状況にあった）。この点、請求人から契約更新の見込み等の保護の停廃止を決定する際の重要な事実が真に申告されたとすれば、確実にケース記録に記載されているはずである。しかし、ケース記録にそのような記載はない。これは処分庁が主張する申告など存在しなかったことを厳に示している。

また、雇用契約書によれば日祝が休日とされており、特に4月後半から5月にかけてはゴールデンウィークにより祝日が多いことからすれば、平成29年4月21日～5月20日の勤務日・勤務時間数は少なくなることが容易に予想され（なおこの点は平成29年5月17日の本件決定時に請求人に聴取すれば容易に判明したことであった）、5月末支払分の給与も下くなることが容易に予想された（実際、その

ために収入は4月末支払分の給与より減り、最低生活費を下回った)。

さらに、仮に契約が更新されたとしても、平成29年5月17日の本件決定時ににおいて、請求人の就労先は法人であり社会保険の強制加入事業所であること、請求人はパートタイムの雇用契約であるが、フルタイムであって、2か月以上雇用契約が継続する場合は社会保険加入が義務づけられていることから、平成29年5月以降については、社会保険に加入し、厚生年金・健康保険料が控除されることで給与手取額は相当額減収することが容易に予想された。

処分庁は、平成29年5月以降の請求人の収入が最低生活費を下回ったのは結果論にすぎないというが、本件決定をしたその月（平成29年）から最低生活費を下回っており、その後、6月から現時点までについても、継続的に最低生活費を下回っている。以上述べたゴールデンウィークの休みの点、社会保険加入の点を考慮すれば、単なる結果論などではない（起こるべくして起きた）ことは明らかである。

以上より、処分庁が経常的に請求人が最低生活費を上回る収入を得ると考えても何ら不当ではない等という処分庁の主張に理由がないことは明らかである。

イ 課長通知が原則的な取り扱いにすぎないと主張について

処分庁は、課長通知問（第10の12）答が保護を停止すべきであるとしている点について、これは原則的取り扱いであって、課長通知の状況があったとしても処分庁が必ず保護の停止を選択しなければならないものではないと開き直りの主張をしている。

しかし、課長通知は、「保護を停止すべき」としているものであり、「原則として保護を停止する」とか「保護の停止としてもよい」などというものではない。その文理上、原則的取り扱いであって、必ず保護の停止を選択しなければならないものではないなどという処分庁の主張が独自の見解であることは明らかである。

ウ まとめ

以上より、やはり本件決定は違法であり、取り消されなければならない。

なお、平成29年8月以降についても、請求人の収入が最低生活費を下回る状況であることについて、資料を追加する。

(4) 審理員が平成29年11月21日に受理した請求人の反論書（2）には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成29年5月の収入について

処分庁は、請求人の平成29年5月の収入について、「請求人の申出によれば、確かに祝日は休暇となるが、その分土曜日に振替出勤する等、出勤勤務日数については通常月と概ね差がないとのことであった」と主張するが、否認する。

請求人はそのようなことを述べた事実ではなく、実際にケース記録にはそのようなことは記載されていない。所定労働日数の20日というのも通常の月よりも少ない。

イ 最低生活費を上回る収入を恒常的に得ることができるとの判断などされていないこと

処分庁は、請求人が平成29年5月1日時点で最低生活費を上回る収入を恒常的に得ができると判断し本件決定を行ったと主張するが、明らかに事実に反する。

ケース記録では、「平成29年4月分の給与明細書の提出があった。請求人の増収に伴い、請求人世帯の生活保護適用について要否判定を行う」として、4月分の収入154,375円を前提にして最低生活費を上回ることのみをもって、生活保護の廃止を決定していることは明らかである。

そこでは、請求人の雇用契約が更新されるかどうかや、更新された場合に社会保険に加入することとなり手取り収入が相当額減額することについて、その金額についてシミュレーション等何ら行っていない。

処分庁は「結果論」と繰り返し述べているが、「結果論」でも何でもなく、保護の停止とするか廃止とするかについて課長通知の基準に照らしてどうなるのか（最低生活費を上回る収入を恒常的に得ができるかどうか）につき必要な検討自体をしていなかつたのである。

ウ 課長通知について

処分庁は、課長通知について、保護の停止及び廃止の原則的な基準を示したものであると主張する。

処分庁のいう「原則的な基準」という趣旨が不明瞭であるが、課長通知は「保護の停止又は廃止を行う場合の取り扱いの基準を示されたい」という問い合わせに対する回答であって、これが保護の停止か廃止かの基準とされるべきことは明らかである。

処分庁は「原則として、次によられたい」という文言を強調しているが、本件が例外的事案だというのであれば、当然ながらなぜ例外的に廃止としたのかについて明示的に判断がなされなければならない。しかしながら、ケース記録をみても、そもそもこの課長通知の基準について検討した形跡すらないし、保護を停止ではなく廃止すべき事案だということを検討した形跡もない。

エ 結語

以上より、やはり本件決定は違法であり、取り消されなければならない。

(5) 審理員が平成30年1月25日に受理した請求人の反論書（3）には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁は、平成29年5月1日時点において、今後も特別な事由が生じない限り恒常に最低生活費を上回る収入を得る（保護を再開する必要がない）と考えて本件決定を実施したと主張している。

しかし、例えば有期雇用契約は契約期間の満了に伴って雇用契約が終了することが基本であって、請求人の雇用契約が更新されないことは「特別な事由」にはあたらない。その点を描くとしても、更新された場合には法律上社会保険に加入することになるのであるから、社会保険加入により請求人の手取り収入が相当額減額することは当然であり、これをもって「特別な事由」になど当たりえない。

実際、請求人は幸運にも平成29年5月21日以降の雇用契約は更新されたものの、平成29年6月以降は法律上当然に社会保険に加入することとなり、手取りが減収して、最低生活費を下回ることとなった。このことは起こるべくして起こったことであって、結果論などではありえない。処分庁はこの社会保険加入による手取り収入の減少の点について何ら検討していないのであるから（このこと自体は処分庁も否定していない）、処分庁が本件決定の際に必要な検討をしていなかったことは明白である。

イ なお、Eケースワーカーは振り替え出勤の話を聞いていたがケース記録に記載しなかったと主張しているが、本件決定をする大きな要因となつたはずの振り替え出勤の話について、Eケースワーカーが聞いていたのにケース記録に記載しないことなど考えられない。このような重要な事実についてケース記録に記載されていないこと自体、そのような話など存在しなかつたことを端的に示している。

ウ 以上のとおり、本件決定はやはり違法であるから、取り消されるべきである。

(6) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成29年5月17日付け保護廃止決定通知書には、「1 廃止した保護の種類 生活・住宅・医療 2 廃止する時期 平成29年5月1日 3 理由 あなた世帯が、最低生活費を上回る就労収入を得ることにより、以後特別な事由が生じない限り保護を要しないため。」との記載がある。

イ 平成29年3月8日付けパートタイマー雇用契約書（労働契約書）には、「雇用期間
29年3月8日～29年5月20日まで」との記載がある。

ウ 平成29年5月19日付けパートタイマー雇用契約書（労働契約書）には、「雇用期
間 29年5月21日～29年8月20日まで」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年8月21日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載が
ある。

ア 審査請求書記載事実の認否

(ア) 審査請求書イの(ア)のaについて

おおむね認める。もっとも、請求人の通院頻度は、必ずしも週1回、月1回と定
まった形式ではなく、不定期の通院であった。

(イ) 同イの(ア)のbについて

第1段落については、おおむね認める。もっとも、雇用契約書のコピーを処分庁
が受領したのは、平成29年3月10日であった。

第2段落については、有期雇用であったことは認めるが、平成29年4月時点で、
請求人から契約が更新される見込みである旨の申告があった。

(ウ) 同イの(ア)のcについて

第1段落については、認める。

第2段落については、認める。

第3段落については、電話があったことは認めるが、内容については、否認する。

その際、請求人から、おそらく雇用契約は更新される見込みであるとの申告があった。

(エ) 同イの(ア)のdについて

認める。

(オ) 同イの(ア)のeについて

第1段落については、認める。

第2段落については、否認する。

第3段落については、認める。

(カ) 同イの(イ)について

aについては、法令及び通知があることにつき認める。

bないしfについては、否認ないし争う。

イ 弁明の理由

(ア) 事実の経過

- a 平成24年1月25日
請求人、生活保護受給開始
- b 平成29年3月6日
請求人、D社に採用された旨の「就労状況等の報告書」を提出
- c 平成29年3月10日
処分庁、パートタイマー雇用契約書（労働契約書）を受領
- d 平成29年4月3日
請求人、「収入申告書」及び「給与支給明細書」を提出
- e 平成29年4月27日
処分庁、「保護変更決定通知書」を送付
- f 平成29年5月1日
処分庁、「収入申告書」及び「給与支給明細書」を受領
- g 平成29年5月11日
処分庁、請求人からの収入申告に基づき、生活保護の要否判定を行う。要否判定の結果、請求人の収入が最低生活費を上回ることから保護廃止を決定
- h 平成29年5月17日
処分庁、本件決定の通知書を送付

(イ) 処分庁の主張

- a 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」と規定されているところ、処分庁は、請求人について生活保護に関する要否の判定を行った結果、請求人の収入が最低生活費を上回ったことにより、本件決定を行った。
- b 課長通知問（第10の12）答において、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」は保護を停止すべき場合であるとされている。
確かに、請求人の雇用契約は、有期のパートタイマー契約ではあったが、平成29年4月時点で雇用契約が延長される予定であった。また、請求人が提出した就労状況

等の報告書によれば、労働日数について週5日程度、休日が土日祝とされていたところ、請求人の平成29年4月の勤務日数は20日間であり、就労状況等の報告書の記載内容と同一日数の勤務状況であった。請求人が就労状況等の報告書のとおりの勤務を続けることを前提とすれば、本件決定（平成29年5月17日）時点において、処分庁は、経常的に請求人が最低生活費を上回る収入を得ると考えたとしても、何ら不当ではない。

更に、課長通知は、厚生労働省が示した保護の停止又は廃止の取扱いに関する原則的な取扱いであり、必ず保護の停止を選択しなければならないものではない。そもそも保護の停止は、再び保護が必要となることが必然的に予見される場合に行われる保護の実施の一時的中断であるところ、処分庁は、上記の請求人の勤務状況、パートタイム一契約の状況を鑑み、請求人においては本件就労により生活保護に頼ることなく自立して生活することが可能であると判断し、保護の停止ではなく保護の廃止が妥当として本件決定を下したものであり、何ら違法・不当な点は存しない。

c しかしながら、結果として、請求人は、平成29年5月31日より生活保護が再び開始された。この点、生活保護が再び開始されたのは、平成29年5月分の給与額が最低生活費を下回ったことが原因である。その理由は、請求人は、平成29年5月について20日間の勤務予定であったところ、3日間欠勤となつたことで給与支給額が減額してしまったことによる。処分庁は、本件決定時点で報告書記載の勤務日数より実働勤務日数が減少することを容易に予想できるものではなく、生活保護が再び開始されたことは結果論に過ぎない。

また、請求人の当時の生活状況を鑑み、平成29年5月31日に生活保護受給を迅速に開始していることからも明らかのように、生活保護の廃止決定を行ったからといって請求人の生活保護の申請権を一切妨げるものではない。

d なお、そもそも医療機関への受診は、医療扶助が支給されるから受診するものではなく、疾病があるからこそ受診するものである。

この点、処分庁は、保護の要否判定に用いる最低生活費について、経常的な医療費を算出するため、請求人の直近3か月の医療費も含んだ金額を最低生活費として計上した上で、最低生活費を上回る収入があったことから本件決定をしたものである。すなわち、平成29年5月時点において、請求人は、経常的に要する医療費を含んだ金額を上回る収入を得ていたのであるから、医療機関へ通院することができるだけの金銭は手元にあったといえる。

したがって、本件決定によって、請求人がこれまで通院していた各病院への通院治療について、金銭面を理由として断念せざるを得なくなつた事情は存しない。

ウ 結論

以上より、本件審査請求の棄却を求める。

(2) 審理員が平成29年11月6日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 反論書に対する認否

(ア) 本件決定時における請求人の将来の収入見込みについて

第1段落については、認める。

第2段落については、争う。

平成29年4月時点で請求人から契約が更新される見込みであるとの申告があり、また、平成29年4月7日頃に、Eケースワーカーに対し、「5月中旬に雇用契約が更新されるかどうかが分かる。少し待って欲しい」との申告はなかった。

第3段落についてはおおむね認めるが、一部否認する。

請求人の申出によれば、確かに祝日は休暇となるが、その分、土曜日に振替出勤する等、出勤勤務日数については通常月と概ね差がないとのことであった。実際、平成29年5月31日支給分の給与明細書にも所定労働日数は20日と記載されており、5月について大型連休があるからといって請求人の收支に大きな影響を与えるものではなかった。

第4段落についてはおおむね認めるが、一部否認する。

請求人が就労を継続した場合、社会保険加入が義務付けられ、社会保険料等控除後の給与額が減少することについては認めるが、社会保険加入後も所定の勤務日数を満たせば、最低生活費を超える収入を得ることができる可能性は十分にあることから、本件決定を行ったものである。

第5段落についてはおおむね認めるが、一部否認する。

請求人の収入が、廃止決定後、平成29年6月時点でも最低生活費を下回っていることについては認める。しかしながら、所定の勤務日数を満たせば最低生活費を上回る収入を得る可能性は十分にあり、下回ったことについてはやはり結果論と言わざるを得ない。

(イ) 課長通知が原則的な取り扱いにすぎないという主張について
争う。

(ウ) まとめ

争う。

イ 処分庁の主張

(ア) 処分庁は、請求人が平成29年5月1日時点での最低生活費を上回る収入を恒常に得ることが出来ると判断し、本件決定を行ったものである。大型連休や社会保険加入等の事情により収入額が増減することを否定するものではないが、請求人の勤務先では振替出勤があることや残業代の支給があることから、所定の勤務日数を満たせば最低生活費を上回る収入を得る可能性が極めて高かった。実際、これまた結果論にはすぎないが、平成29年8月分及び平成29年10月分の生活保護費の支給については、過払い金が発生している。したがって、請求人は、平成29年5月1日時点において、定期収入の恒常的な増加により以後特別な事由が生じないかぎり保護を再開する必要がなく、かかる状態が今後継続的に経過することについて確実性を欠くとは言えなかったことから、本件決定を行ったことに違法性はなく、また不当でもない。

(イ) また、課長通知問（第10の12）答においては、「原則として、次によられたい」とされており、課長通知は、保護の停止及び廃止の原則的な基準を示したものであるといえる。なお、念のため付言するが、処分庁において本件決定にあたり課長通知による基準を十分に考慮したことについては、先述のとおり言うまでもない。

(3) 審理員が平成29年12月22日に受理した処分庁の再々弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 再反論書に対する認否

(ア) 平成29年5月の収入について

第1段落については、争う。

第2段落については、「請求人がそのようなことを述べた事実はなく」という点については否認し、その余については認める。

ケース記録には記載されていないが、Eケースワーカーは、請求人から、（祝日が多い月の場合、土曜日に振替出勤がある）旨の申出を事前に受けていた。

(イ) 最低生活費を上回る収入を恒常に得ることができるとの判断などはされていないこと

第1段落については、争う。

第2段落については、ケース記録の記載内容については認めるが、廃止の決定に至

った経過については争う。

第3段落については、争う。

第4段落については、争う。

(ウ) 課長通知について 争う。

あえて繰り返し述べるが、課長通知の「原則として」から殊更外れる事案として本件決定を判断したわけではなく、処分庁は、課長通知による基準により本件決定を行っている。

処分庁は、課長通知に基づき、平成29年5月1日時点において、今後も所定の勤務日数を満たせば定期収入の恒常的な増加により以後特別な事由が生じないかぎり保護を再開する必要がなく、かかる状態が今後継続的に経過することについて確実性を欠くとは言えないと判断して本件決定を下したものである。

(エ) 結語

争う。

イ 処分庁の主張

処分庁は、平成29年4月の勤務実績だけではなく請求人の今後の勤務状況も考慮した上で本件決定を行っている。

Eケースワーカーは、ケース記録にこそ記載はないものの請求人から事前に振替出勤の話を聞いており、祝日が多い月だからといって請求人の収入が殊更減少することはない旨を認識していた。その上で、平成29年4月の実績で勤務を継続していくべき、請求人が恒常に最低生活費を上回る収入を得ると考え、本件決定を実施したのであるから、何ら不当な点は存しない。

処分庁は、上記の点も含めて請求人の勤務状況を総合的に検討の上、本件決定を下したのであるから、請求人が指摘するような「必要な検討自体をしていなかった」という事実は存しない。

(4) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年3月6日付け就労状況等の報告書には、「就労開始年月日 平成29年3月8日、職種・仕事の内容 製造加工、雇用形態 パート、雇用期間 平成29年3月8日～、就業時間 勤務時間 8時15分～16時50分(7.5時間／1日)、労働日数 週5日程度、休日 土・日・祝、時間給制 時間額950円、賃金締切日 毎月20日、賃金支払日 毎月末日」との記載がある。

イ 平成29年5月10日付けケース記録票には、「請求人から平成29年4月分給与明細書の提出があった。請求人の増収に伴い、請求人世帯の生活保護の適用について要否判定を行う。<最低生活費>基準生活費80,160円、住宅費35,000円、医療費(直近3カ月平均)6,699円、計121,859円・・・① <収入>就労収入154,375円、所得税-3,120円、国民健康保険料-2,147円、基礎控除-18,870円、計130,238円・・・② 要否判定の結果、②>①により収入が最低生活費を上回っており、継続して当該収入を得ることができる見込みであることから、本ケース、局第10-2問(第10の6)の答に基づき、平成29年5月1日付けで請求人世帯の生活保護の廃止を行う。」との記載がある。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条5項又は第6・2条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」と定めている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)の第8の2は、収入額の認定の原則について、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第10の2の(1)は、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。」と定めている。
- (4) 課長通知の第10の問6の答は、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額(勤労に伴う必要経費のうち基礎控除に

については、局長通知第10の2の（1）に定める別表2に定める額）との対比によつて判定するものであること。」と定めている。

(5) 課長通知の第10の問12の答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。」とし、保護を停止すべき場合として、「当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を要しなくなった場合であつて、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。（以下略）」と「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況を観察する必要があるとき。」を定め、保護を廃止すべき場合について、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」と「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。（以下略）」を定めている。

2 本件決定について

(1) 本件決定について

処分庁は、請求人から平成29年4月分給与明細書の提出を受けて、生活保護の適用について審査判定を行った結果、就労収入（130,238円）が最低生活費（121,815円）を上回っていること、また、継続して当該就労収入を得ることができる見込みであるとしてから、平成29年5月17日付けで生活保護の廃止を行ったことが認められる。

(2) 就労収入の認定について

処分庁が保護を廃止した平成29年5月1日時点（保護廃止決定通知書は同月17日付け）では、請求人の雇用契約期間は延長される見込みでしかなかった。

また、再弁明書に「大型連休や社会保険加入等の事情により収入額が増減することを否定するものではないが、」と記載しているとおり、就労収入が減少し、最低生活費を下回る場合もありえることも、処分庁は予見できた。

(3) 保護の要否判定について

請求人は、確かに平成29年4月分の就労収入のみをみれば一応保護を要しなくなつたよう見える。

しかしながら、前記(5)のとおり保護を廃止すべき場合について、原則が定められており、保護を廃止した同年5月1日時点においてこの要件に該当していたという状況は見受けられない。

そのことは、処分庁が同年5月1日に保護を廃止した後、同月31日から保護を迅速に再開したことからも、前記(5)に定める保護を廃止できる要件に該当しなかつたと考えられる。

(4) まとめ

以上のとおり、請求人の就労状況からみて、本件決定を行った処分庁の判断は合理性を欠くものと言わざるを得ず、本件決定は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年11月21日

審査官 大阪府知事 松井



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を

被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。